

静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）第34条第1項の規定により事後調査計画書の送付を受けたので、同条第2項の規定により公表する。

平成24年2月28日

静岡県知事 川勝 平太

1 事業者の氏名

国土交通省 中部地方整備局長 足立敏之

2 事業名称

一般国道414号伊豆縦貫自動車道（下田市～河津町）

3 事後調査計画書の名称

一般国道414号伊豆縦貫自動車道（下田市～河津町）に係る環境影響評価 事後調査計画書

4 事業実施場所及び事業規模

起点：静岡県下田市箕作 終点：静岡県賀茂郡河津町梨本

道路延長：約6.8km

5 閲覧場所

- (1) 静岡県県民サービスセンター（静岡県庁東館2階）
- (2) 静岡県交通基盤部道路局 道路企画課（静岡県庁本館2階）
- (3) 静岡県下田土木事務所 企画検査課（静岡県下田市中531-1 県下田総合庁舎5階）
- (4) 下田市役所 建設課（静岡県下田市東本町1丁目5番18号 別館2階）
- (5) 河津町役場 建設課（静岡県賀茂郡河津町田中212-2 庁舎1階）
- (6) 国土交通省沼津河川国道事務所（静岡県沼津市下香貫外原3244-2 庁舎1階）